

事業主の皆様へ

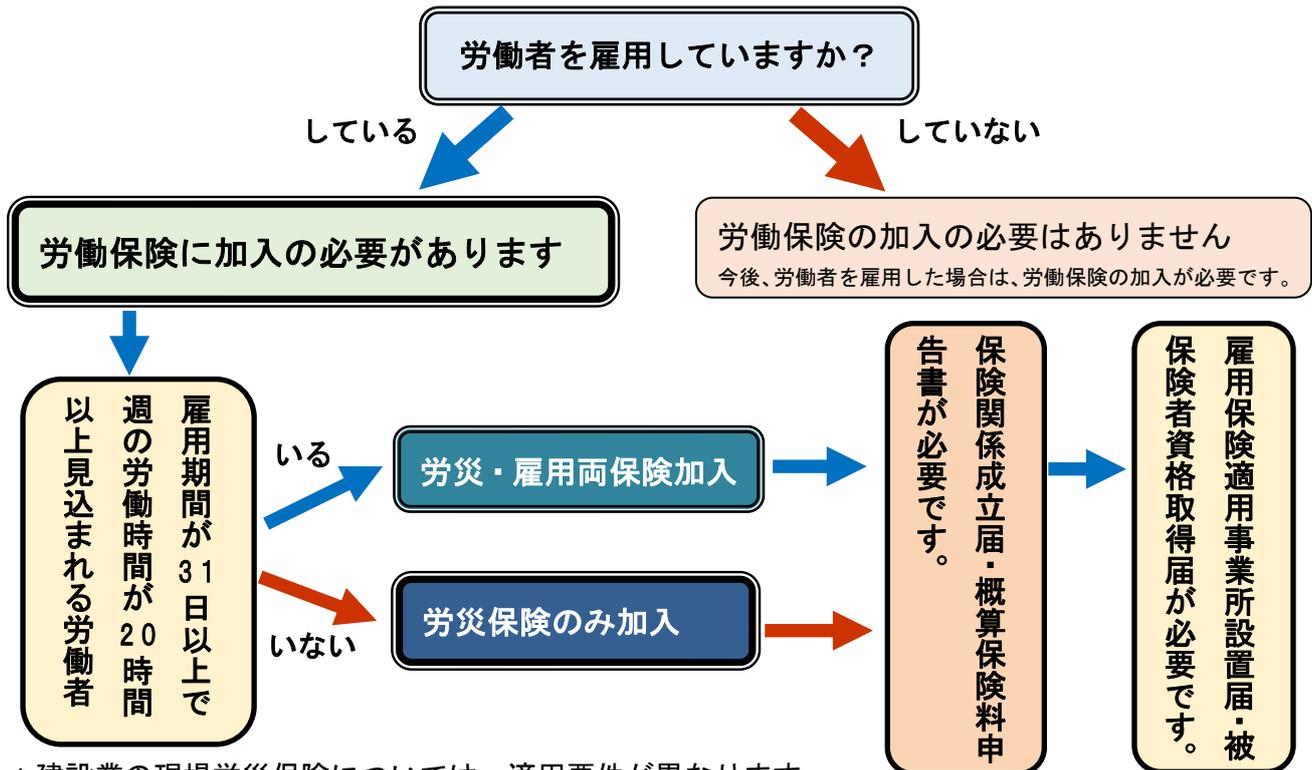
～11月は「労働保険適用促進強化期間」です～

労働保険の加入手続はお済みですか

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」）は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず必ず加入することが法律で定められています。

労働保険	
労災保険	雇用保険
業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行うこと等を目的とした制度	労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、失業した際、再就職を促進するための能力の開発・向上等の各種の援助を行う等を目的とした制度

三重労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、未手続事業場を戸別訪問する等により、加入促進を図っています。



* 建設業の現場労災保険については、適用要件が異なります。

◎ 費用徴収制度

事業主が「故意」又は「重大な過失」により労災保険の加入手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災給付を行った場合は、遡って保険料等を徴収する他に、保険給付額の40%又は100%を事業主から徴収します。

◎ お問い合わせ先

三重労働局総務部労働保険徴収室 ☎ : 059-226-2100

又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせ下さい。